

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和3年11月4日

1 事業概要

(1) 件名

食の支援サポーター派遣事業業務委託

(2) 目的

調理等を行う地域住民（食の支援サポーター）の派遣による食事支援を行うことにより、子どもの食に課題があり地域から孤立しやすい状況にある家庭に対し、本事業を通じて家庭が必要としている支援につなぐことで、子どもの心身の健康の増進及び家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(3) 契約期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

契約については、令和4年度の予算配当を条件とする。

契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

(4) 業務内容

基本的な業務内容は以下のとおり。

人材育成、面談及び管理

ア 食の支援サポーター登録希望者への新規登録研修

イ 食の支援サポーター登録希望者への面談及び管理

ウ 食の支援サポーターの人材育成

対象家庭の状況把握及び支援計画の策定・見直しへの参加

ア 対象家庭の状況把握及び関係性の構築

イ 支援計画の策定・見直しへの参加

食の支援サポーターの派遣の調整及び派遣

ア 食の支援サポーターの派遣の調整

イ 食の支援サポーターの派遣

関係機関への報告及び連携

ア 食の支援サポーターからの報告

イ 本件担当所管への報告

ウ 関係機関との連携

食の支援サポーターへの食材費の支給及び管理

食の支援サポーターへの活動費の支払い

保険への加入

予定数

派遣予定回数（時間数） 498回（1,494時間）（最大）

対象家庭数：18世帯

1回当たりの派遣時間は、最大3時間

原則として1対象家庭あたり上限48回

2 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたものの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと、及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 重大な個人情報を取り扱うことから、守秘義務の遵守及び適切な情報管理が可能であること。
- (6) 令和3年度を含む過去5ヵ年度の間に、自治体におけるヘルパー等派遣サービスやボランティア等のマッチング事業の受託実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

4 審査

委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、提出書類の審査及びヒアリング審査をもとに、合議のうえ決定する。

書類審査、ヒアリング審査の合計得点が最も高いものを選定事業者とする。

(1) 書類審査

提出された書類に基づき審査を行う。

審査は選定委員会の各委員が行うものとする。

(2) ヒアリング審査

選定委員会の委員によるヒアリング審査を行う。

ヒアリングは業務責任者を含む1名以上で参加すること。

ヒアリングの際に電子機器の使用、追加資料の提出等は受け付けない。

5 審査基準

審査については以下の基準により審査を行う。

(1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

事業への理解度

食の支援サポーターの管理体制や人材育成方法

事業の実施内容及び実施方法

食材費等の支給・管理体制

報告書等の作成内容

その他（個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策、感染症の対応等）

(2) 職員配置の内容は事業実施できる体制を組んでいるか。

- (3) 類似業務等の取り組みはあるか。
- (4) 法人の経営状態は健全であり、本事業の受託に堪えられるものであるか。
- (5) 積算根拠、見積金額の内容は妥当なものであるか。

6 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 期 間：令和3年11月4日(木)午前10時～11月17日(水)午後4時まで
- (2) 場 所：世田谷区ホームページ及び14の本件担当課
- (3) 方 法：世田谷区ホームページからのダウンロード及び14の本件担当課での配布
なお、土日・祝日はホームページのみとする。(世田谷区トップページ
目次から探す | 子ども・教育・若者支援 | 子どもに関する条例・計画・方針等にて公開)

7 事業者向け説明会

- (1) 日 時：令和3年11月15日(月)午前10時～
- (2) 会 場：世田谷区役所梅丘分庁舎2階 C会議室(世田谷区松原6-3-5)
- (3) 申込み方法：令和3年11月10日(水)までに、14の本件担当課まで所定の様式FAXにて送信すること。なお、送信後は確認の電話をすること。
- (4) 質 疑：説明会における当日質疑の概要については、令和3年12月1日(水)までに区ホームページに公開する予定

8 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 期 限：令和3年11月17日(水)午後4時必着
- (2) 場 所：14の本件担当課に同じ
- (3) 方 法：所定の様式に記入し、持参または郵送

9 提案書の提出期限、提出場所及び方法

- (1) 期 限：令和3年12月22日(水)午後4時必着
ただし、提案書に添付する財務諸表については、令和3年12月8日(水)午後4時まで提出すること。
- (2) 場 所：14の本件担当課に同じ
- (3) 方 法：所定の様式に記入し、指定された必要書類を添付の上、持参または郵送

10 ヒアリング審査

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

11 審査結果の通知日及び方法

令和4年2月16日(水)に文書で通知する(予定)

12 スケジュール

説明書交付期間	令和3年11月4日(木)～11月17日(水)午後4時
事業者向け説明会申込締切	11月10日(水)
事業者向け説明会	11月15日(月)

参加表明書の受領期限	1 1月17日(水)午後4時
招請通知発送	1 1月24日(水)
質問提出期限	1 1月26日(金)午後4時
質問回答	1 2月 1日(水)
財務諸表提出期限	1 2月 8日(水)午後4時
企画提案書受領期限	1 2月22日(水)午後4時
書類審査期間	1 2月23日(木)～令和4年2月4日(金)
ヒアリング審査	令和4年 2月 7日(月)～2月9日(水)間で実施
結果通知	2月16日(水)

1.3 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- (3) 企画提案書等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (4) 提出された企画提案書は原則として返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (7) 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 契約保証金は免除する。
- (10) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (11) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方と締結する予定なし。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口は、下記本件担当課と同じ。
- (13) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (14) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。
- (16) 契約に際しては当該年度における予算の配当を条件とする。また、その相当額によって委託業務内容を調整することがある。
- (17) 詳細は説明書による。

1 4 本件担当所管

世田谷区 子ども・若者部 児童相談支援課 要保護児童支援担当

住 所：〒156 - 0043 世田谷区松原6 - 3 - 5 梅丘分庁舎2階

電 話：03 - 6304 - 7731 (直通)

F A X：03 - 6304 - 7786

メールアドレス：SEA03648@mb.city.setagaya.tokyo.jp

担当者：片岡・石田・多賀谷